

令和 2 年 6 月 17 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K07898

研究課題名(和文) 放置された財の解消にむけて 山林、農地、家屋を対象とした包括的アプローチ

研究課題名(英文) Making the policy work for the abandoned forest, farmland and house in rural areas

研究代表者

片野 洋平 (Katano, Yohei)

明治大学・農学部・専任准教授

研究者番号：00407347

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：日本各地で、放置される家屋、農地、山林に起因する問題が発生している。その問題領域は放置された財を利用しないまま所有することの是非をめぐる所有権のあり方についての理論的課題から、放置された財が生活者に与える影響を排除することを目的とする実践的課題まで多岐にわたる。これまで、こうした放置される財をめぐる研究は、理論面で研究が行われ、実践面でほとんど改善策が見出されてこなかった。本研究では、そうした放置財をめぐる混乱する状況について、理論と実践のベストミックスを探る。そして、成果を理論と実践にフィードバックさせる試みを行うことを目標とする。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究が対象とした放置資産の研究は、所有者不明の土地問題といわれる社会現象とほぼ重複する。本研究自体は過去10年にわたって行われてきたものであるが、研究期間中に所有者不明の土地問題が、マスコミなどで広く世間に知られるようになったため、本研究の成果についても、国内外から関心を得ることとなった。研究成果について、学会では、特別シンポジウムの課題として取り上げられRural Sociologyや林業経済研究などに採択されるなど、一定の成果を収めた。また、研究成果を公表する形で、NHKに出演するなど、一定の成果を国民の皆様に提供できたと考えている。

研究成果の概要(英文)： Problems caused by abandoned houses, farmland, and forests are occurring in various parts of Japan. The academic problems vary from theoretical issues to practical issues to the abandoned goods. However, research on such abandoned goods has been undeveloped.

By using social surveys and interviews with the owners who have abandoned goods, I have explored the best mix of theory and practice in such a confusing situation over abandoned goods.

研究分野：環境政策

キーワード：環境政策

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本各地で、放置される家屋、農地、山林に起因する問題が発生している。その問題領域は放置された財を利用しないまま所有することの是非をめぐる所有権のあり方についての理論的課題から、放置された財が生活者に与える影響を排除することを目的とする実践的課題まで多岐にわたる。研究開始当初において、こうした放置される財をめぐる研究は、理論面では思弁的理解に基づく研究が行われ、実践面では折衷的で原理原則がみえにくい政策が提示されてきた。

2. 研究の目的

本研究では、そうした放置財をめぐる混乱する状況について、特に国内外の地域社会における成功事例から学び、理論と実践のベストミックスを探る方向性を検討した。放置される財が豊富に存在する地域の成功事例から、経験と観察を重視し、成果を理論と実践にフィードバックさせる試みを行うことを目標とした。

3. 研究の方法

研究当初は、理論的研究の整理を行った後、不在所有者に対するインタビュー調査とネット調査を行い人々の意識や行動を探ることを予定していた。その後、国内外の事例比較をすることを検討していた。

研究遂行中に、予想に反して、所有者不明の土地問題に対する世論が高まり、かつ、鳥取県日南町で所有者不明の土地を利用する機運が生まれたため、国内外の比較事例を断念し、申請者の研究成果を実際の社会の中で生かす方向性を探った。

4. 研究成果

本研究の成果は学問的なものと政策的なものがある。

学問的なものについては国内外の学会誌に投稿を行い、想定以上の成果を上げることが可能となった。その成果は、報告書内の論文記載欄をご覧ください。幸いです。

政策的なものでは、日本国内でほとんど初めて、不要な資産を寄附として受け付ける政策に申請者が中心となって関与した。この成果は、学会やマスコミなどで一定の評価をいただいた。

その成果の一端をいかに記す。

町内担当者と様々な折衝を重ね、山林の寄附の受け入れ要件として、以下の条件を考えた。

1. 抵当権などないこと
2. 分筆登記が完了していること
3. 共有林については全員から同意があること
4. 管理上支障がないこと
5. 固定資産税の未納がないこと

次いで、現地の確認を済ませた後、寄附希望者からの山林の受け入れ可否については、筆者も属する司法書士、ベテラン森林組合員、森林系 NPO 法人職員からなる専門部会からの情報提供および方針案の提示ののち、町の課長クラスからなる審査会で議論と判断が行われた。この中では、筆者は、これまでの調査の分析結果や今後の人々の行動パターンの推測について情報提供を行った。

その後、土地の所有者から町へ登記の移転を行った。寄附された山林は町が管理責任を有する町有林となる。2018(平成30)年度内に審査会を経て試験的に寄附の受け入れを実施した。2019(平成31)年以降、課題などを踏まえて文書等の改善を行い、順次その他の寄附希望者の山林を受け入れていった。

資産を寄附という形で自治体が引き受ける方策は、放置資産問題、所有者不明土地の問題の解決においても現状では有効な手段の一つとなりえるが課題も多い。

以下、現場で行われている現在進行形の寄附についての議論の一端について紹介する。

第一に、寄附希望者の山林資産のうちスギ・ヒノキなど人工林のほとんどは、3ヘクタール(ha)未満の小面積で分散したものが多く、また、同資産には林道をつけられないほど奥地に所在する山林も多数含まれている。さらに山林資産には、人工林以外の雑木林も多数含まれている。自治体側としては、小規模・分散・奥地の人工林を譲り受けても効率的な施業が行うことができないため林業振興には寄与しないという課題を抱えている。また、雑木については現状の人工林の間伐を中心とした林業においてはほとんど利益にはならない。こうした必ずしも経済的利益に結び付かない山林の受け入れについては審査会で慎重な議論が行われることになる。

第二に、寄附希望者の山林資産には、所有者が共同で所有する共有林が存在する。この場合、権利関係が複雑で、寄附希望者の意思だけでは簡単に寄附ができない場合も多い。2018(平成30)年度については、共有の山林は次年度以降の課題として扱うことにしている。

第三に、寄附希望の山林の現地確認には多大な困難や費用が発生する。受け入れ準備段階で山林の状況や不法投棄がないことなどを確認する必要があるため、ベテラン森林組合員の協力の下、現地を確認する作業を行っている。しかし、小規模な山林が分散して奥地に存在していたり、地籍調査などが十分に進んでいないことも多く、資産の所在地をきちんと把握するまで相当な困難を要する。なお、同町の地籍調査は現段階で32%程度しか進んでいない。現状では経済的利益にならず、今後、多大な時間と労力をかけられなくなるおそれがある。筆者もほぼすべての現地確認作業に同行したが、小面積、分散、奥地、急峻な地形など、林業の推進という観点からす

れば、現地確認調査は非効率であろう。

第四に、寄付希望者の中にも、登記の名義が本人ではなく、二代前、三代前、あるいはもっと前の先祖の名義である場合も多数存在する。寄付を進めるにあたり、登記の名義を寄付希望者本人に移してもらう必要があるが、名義の変更に少くない費用が発生するため、この費用負担に寄付希望者が耐えられるかが課題となる。今後専門家に可能な限り頼らずに、相続に関する手続きや費用を最小に抑える方法を、たとえば、手続きをマニュアル化するなどして対応したいと考えている。

第五に、すでに指摘したように不在所有者は山林のほかに、家屋・宅地、農地などを重複して所有している。寄付希望者の山林だけ自治体がもらい受けても、その他の資産は放置され、放置資産の最終的な解決にはつながらない。また、上述の審査会で寄付の受け入れに適さないと判断されれば、所有者にとっては、山林の問題が継続することになる。

2020年以降は以上の課題を背景にさらに政策を進めていくことを考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 片野 洋平	4. 巻 ceis32
2. 論文標題 山林を中心とした過疎地域における放置資産の所有動向比較	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 環境情報科学論文集	6. 最初と最後の頁 251 ~ 256
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） https://doi.org/10.11492/ceispapers.ceis32.0_251	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 片野洋平	4. 巻 46巻 1号
2. 論文標題 過疎地域に放置される不在村者の財の所有動向 所有者に対するインターネット調査から	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 環境情報科学	6. 最初と最後の頁 91 ~ 100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 片野洋平・笠波春菜	4. 巻 31巻
2. 論文標題 外的情報を利用した危険家屋発生要因抽出の試みー混合研究法を用いた地域社会の事例から	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 環境情報科学論文集	6. 最初と最後の頁 207 ~ 212
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） https://doi.org/10.11492/ceispapers.ceis31.0_207	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 片野洋平	4. 巻 62巻3号
2. 論文標題 過疎地域における放置林の発生条件 在村者・不在村者の間伐に着目した分析	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 林業経済研究	6. 最初と最後の頁 21-30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 片野洋平	4. 巻 46巻1号
2. 論文標題 過疎地域に放置される不在村者の財の所有動向 所有者に対するインターネット調査から	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 環境情報科学	6. 最初と最後の頁 91 - 100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 片野洋平
2. 発表標題 地域社会における放置される財の状況とその対策
3. 学会等名 法社会学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 片野洋平
2. 発表標題 過疎地域に放置される財の状況：不在村者に着目した日南町調査と全国調査から
3. 学会等名 森林所有権制度研究会 (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 片野洋平
2. 発表標題 地域社会における放置される財の状況とその対策
3. 学会等名 法社会学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yohei Katano
2. 発表標題 Beyond discourse of vanishing rural communities: Impact of urban visitors on the sustainability of rural areas
3. 学会等名 , East Asian Sociologists Network, Tokyo, Japan (国際学会)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 佐藤 嘉倫 内一章分を担当	4. 発行年 2018年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 268
3. 書名 ソーシャル・キャピタルと社会	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----